

第10回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会



旧御殿浄水場水源地（事務所）

竣工：1917(大正6)年 木造平屋建 寄棟造

旧御殿水源地とは、高松市に近代水道を整備するために建設された浄水場である。敷地内にある事務所棟は、1917年(大正6)年に建設された建造物で、ほぼ創建当時の姿のまま現存しており、歴史的・文化財的価値から、1997(平成9)年に国の「登録有形文化財」に登録されている。



1986(昭和61)年まで、事務室や宿直室として使用していた。建物はL字型で、南東の出隅部に出入口がある。伝統的な和小屋組で造られているが、レンガ積みの基礎や縦長の上げ下げ窓のほか、玄関ポーチに設けられた装飾的な半円形の破風など、洋館風の外観が特徴である。

目次

1. 料金水準・料金体系について

1-①これまでの合意事項	4
1-②前回（第9回）審議会の振り返り	6
1-③構成団体の意見	10
1-④検討結果のまとめ	11

2. 答申書（素案）について

2-①答申書（素案）概要	17
2-②ご意見をいただきたい事項	20
2-③答申書に関する今後のスケジュール	21

1 - ① これまでの合意事項（基本方針）

【 統一料金の基本方針について 】

- ① 「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする
- ② 基本水量は廃止とする
- ③ 口径別料金体系とする
- ④ メーター使用料は設定しない
- ⑤ 逦増型の従量料金体系を基本とする
- ⑥ 湯屋（公衆浴場）用は維持する、特殊（臨時）用は廃止する
- ⑦ 共同住宅（連用給水装置）については、基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする
- ⑧ 加入金制度は維持する
- ⑨ 口座割引制度は廃止する
- ⑩ 福祉減免制度は廃止する

1－① これまでの合意事項（料金水準・料金体系）

【 料金水準・料金体系について 】

- ① 料金統一の段階は一括改定とする
- ② 財政目標は検討案 2（改定率抑制案）とする
- ③ 湯屋(公衆浴場)用料金は一般用の 2 分の 1 の額とする
- ④ 料金単価の単位は1円単位とする

※検討案 2（改定率抑制案）

ア．財政指標

項 目	条件
内部留保資金	各年度末30億円以上
企業債残高	R20年度末に料金収入の4.0倍以下

イ．総収支比率：算定期間中100%満たす

1－② 前回（第9回）審議会の振り返り

【「料金統一のあり方」を検討するに当たっての基本的な考え方について】

- ▶ 今回の料金統一のあり方の検討は、第2回審議会で示された以下の留意事項を踏まえた検討となっているか
世代間の負担の公平性に配慮されているか

（第2回審議会で示した）留意事項	主な意見
・水道事業が持続可能な施設整備を行う ⇒「安全・安心・安定（＋基盤強化＋災害対応）を目指す ・必要な料金水準の設定は、中長期的な視点も考慮して行う ⇒中長期の収支見通しを試算し、世代間の負担の公平性にも配慮する ・法制度等を踏まえた料金設定を行う ⇒「資産維持費」などを含め、料金算定に係る法制度等を踏まえた料金設定とする	・持続可能性及び公平性、法制度を踏まえた料金設定が行われている ・概ね公平性に配慮できている ・公平性について、世代間のみならず、口径の大きい主に大口使用者と小口使用者との負担のバランスについても考慮すること ・対応できているが、料金統一と料金改定を同時に行うことから、地域によって改定率に差が出ることについても考慮すること ・安全持続強靱や、世代間の公平性などについても十分配慮されている

1－② 前回（第9回）審議会の振り返り

【「料金水準」と「料金体系」について】

- ▶「料金算定期間（3案）×料金体系（2案）」の6つの案について、どの案が望ましいか
考慮すべき事項はあるか

検討項目	特徴
料金水準 (料金算定期間)	・短め（3年）・・・改定率27.0% ・中間（4年）・・・改定率30.5% ・長め（5年）・・・改定率33.7%
料金体系	・検討案1 従量料金逓増度 緩和型 ⇒ 香川県水道広域化基本計画（平成29年8月）に基づき、現在の高松料金体系をベースに従量料金の逓増度をやや緩和したもの ・修正検討案3 基本料金割合 増加・従量料金逓増度 緩和型 ⇒ 大口使用者と小口使用者間の公平性の観点から、ベースとなる高松料金体系の基本料金割合を全体として高めるとともに、従量料金の逓増度を検討案1より更に緩和したもの

1－② 前回（第9回）審議会の振り返り

【料金水準に関するご意見】

算定期間 (改定率)	主な意見
3年 (27.0%)	・利用者からすると30%超（4年、5年）の改定は上がった印象を受ける ・災害の発生など、社会経済情勢の変化への対応を考えると、短めの方が安心感がある ・今回はまず県内統一料金を決定することが最重要課題であるため、改定率は抑えたい ・最近の水道事業を取り巻く環境を考慮するとまずは3年とし、次回改定では長い算定期間とする
4年 (30.5%)	・3年の27%と4年もしくは5年の30%台では水準としては大きく変わるように見受けられるが、実際の負担額としてみた場合にはあまり大きな金額の差異はない、4年が現実的である ・統一料金後の令和10年度の決算状況を確認してから、次回の改定を検討すべきである ・デメリットが一番小さいと考えられる4年が良いと考える ・2段階改定の話題の際、料金改定を頻繁に行うのはやめた方がよいというご意見が多かったと思う。そういった趣旨からすると、できるだけ頻繁な料金改定を避けるべき
5年 (33.7%)	・現在の物価上昇などを加味するタイミングが先送りされてしまうという点で、健全経営から逸脱する ・今の経済情勢を考慮すると、現時点から令和14年度までの算定期間となりずいぶん先になり、長すぎる

1－② 前回（第9回）審議会の振り返り

【料金体系に関するご意見】

料金体系案	主な意見
検討案1	・両案に大差はないが、検討案1の方が「高松市の料金体系を軸とすることを基本とする」という基本方針を鑑みると、分かりやすいという印象である
修正検討案3	・逡増度を考えて大口の方にも配慮するなら、公平性という観点で、修正検討案3の方が対応している ・基本料金の割合を上げた方がいいという大きな流れから行くと修正検討案3の方が好ましい ・基本料金割合を高める方が今後の安定性に関しても適切である ・どちらでも合理的である。ただ、基本料金割合を高める趣旨目的から考えると、修正検討案3の方が13mm等の単価が多少であるが数円高くなっており、この数円というのは十分に健全経営の観点から理解が得られると考える。修正検討案3を中心にしながら、場合によっては市民への配慮で検討案1ということもあり得る ・これから使用水量が減っていくという局面においては、今後の水道のあるべき姿を考えると基本料金割合を高める修正検討案3の方が比較すると相応しい ・どちらかということであれば、修正検討案3である
その他	・大きな差はなく、どちらの案でも説明はできる内容である

1－③ 構成団体の意見

1. 構成団体への説明

料金水準（料金算定期間）及び料金体系について、改めてご意見を伺った

2. 構成団体の意見の取りまとめ結果

【料金水準（料金算定期間）について】

- ・ 料金算定期間は、「4年又は5年がよい」とのことであった
- ・ 公共料金としての「料金の安定性」に重きを置くことが大切である
- ・ 統一料金後の（料金改定による）影響を検証する期間が必要である
- ・ 料金改定率にも留意すべきである

【料金体系について】

- ・ 料金体系については、修正検討案3について異論はなかった

1－④ 検討結果のまとめ

「料金算定期間（3案）×料金体系（2案）」の6つの案

検討項目	特徴
料金算定期間	・短め（3年）・・・改定率27.0% ・中間（4年）・・・改定率30.5% ・長め（5年）・・・改定率33.7%
料金体系	・検討案1 従量料金逡増度 緩和型 ⇒ 香川県水道広域化基本計画（平成29年8月）に基づき、現在の高松料金体系をベースに従量料金の逡増度をやや緩和したもの ・修正検討案3 基本料金割合 増加・従量料金逡増度 緩和型 ⇒ 大口使用者と小口使用者間の公平性の観点から、ベースとなる高松料金体系の基本料金割合を全体として高めるとともに、従量料金の逡増度を検討案1より更に緩和したもの

これまでの審議内容を踏まえ、ご意見を集約・整理した案として

⇒ 料金水準は、いずれの案も総括原価の枠組みの中で計算されている

⇒ 料金体系は、基本料金の割合を増加するとともに、従量料金逡増度を緩和するという案であり、これまでの審議会における審議を踏まえると、修正検討案3が妥当である

1－④ 検討結果のまとめ

【料金水準について】

算定期間については、3年、4年、5年のいずれの案も総括原価の枠組みの中で計算されている

短期の算定期間は、社会情勢の変化に迅速に対応できる一方、料金改定の頻度が高くなり、公共料金に求められる料金の安定性が確保しにくいこと、また改定後の収支状況や事業効果を十分に検証する前に次期改定の検討時期を迎える可能性があり、必要な料金所要額の算出や事業財源の確保に支障をきたす可能性がある

長期の算定期間は、料金改定の頻度は低くなり料金の安定性は確保しやすい一方、社会情勢の変化への対応が遅れ、健全経営に支障をきたす可能性がある

【料金体系について】

今後、使用水量の減少が見込まれる中で経営の安定化を図るためには、現行料金と比較して、基本料金の割合を高める案が望ましい

また、公平性の観点から可能な限り逓増度小さくする案が望ましい。そのため、基本料金と従量料金の比率は現行比率と比べ基本料金比率を上げつつ、逓増度をより緩和させる**修正検討案3**が妥当である

1－④ 検討結果のまとめ

算定期間3年（改定率27.0%）、修正検討案3の場合の料金表

用途	現行料金				【参考】現行料金（一律値上げ）				修正検討案 3									
	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金							
			水量 (㎡)	単価 (円)			水量 (㎡)	単価 (円)			水量 (㎡)	単価 (円)						
一般用	13	1,000	1 ～ 10	40	13	1,207	1 ～ 10	48	13	1,207	1 ～ 10	54						
			11 ～ 20	130			11 ～ 20	158			11 ～ 20	162						
			21 ～ 100	200			21 ～ 100	242			21 ～ 100	233						
	20	2,000	101 ～	240	20	2,414	101 ～	288	20	2,414	101 ～	269						
			25 30 40 50 75 100 150 200	3,000 － 7,600 16,000 34,000 62,000 160,000 －			1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	130 200 240			25 30 40 50 75 100 150 200	3,621 4,987 9,173 19,312 41,038 74,834 193,120 376,277	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	158 242 288	25 30 40 50 75 100 150 200	4,230 5,826 10,716 22,560 47,940 87,420 225,600 439,561	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	162 233 269
湯屋用	－	上記口径に応じる	1 ～ 20	65	－	上記口径に応じる	1 ～ 20	79	－	上記口径に応じる	1 ～ 20	81						
			21 ～ 100	100			21 ～ 100	121			21 ～ 100	117						
			101 ～	120			101 ～	144			101 ～	135						
料金収入見込み（R10）			－			－			235億円									
料金改定率			－			－			27.0%									
比率（基本料金：従量料金）			33.5：66.5			33.5：66.5			34.2：65.8									
逓増度（φ13,φ20）			6(240円/40円)			6(288円/48円)			4.98(269円/54円)									
逓増度（φ25～）			1.85(240円/130円)			1.82(288円/158円)			1.66(269円/162円)									
【修正検討案 3 をベースに試算】																		
料金（φ13 20㎡ 1か月）※			2,700円			3,267円			3,367円									
料金（φ20 20㎡ 1か月）※			3,700円			4,474円			4,574円									
料金（φ50 1000㎡ 1か月）※			250,600円			301,032円			286,540円									

1－④ 検討結果のまとめ

算定期間 4 年（改定率30.5%）、修正検討案 3 の場合の料金表

用途	現行料金				【参考】現行料金（一律値上げ）				修正検討案 3			
	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金	
			水量 (㎡)	単価 (円)			水量 (㎡)	単価 (円)			水量 (㎡)	単価 (円)
一般用	13	1,000	1 ～ 10	40	13	1,240	1 ～ 10	50	13	1,240	1 ～ 10	55
			11 ～ 20	130			11 ～ 20	161			11 ～ 20	166
			21 ～ 100	200			21 ～ 100	247			21 ～ 100	240
	20	2,000	101 ～	240	20	2,479	101 ～	297	20	2,479	101 ～	277
	25	3,000	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	130 200 240	25	3,719	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	161 247 297	25	4,346	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	166 240 277
	30	－			30	5,122			30	5,986		
	40	7,600			40	9,422			40	11,009		
	50	16,000			50	19,835			50	23,177		
	75	34,000			75	42,150			75	49,250		
	100	62,000			100	76,862			100	89,809		
	150	160,000			150	198,353			150	231,766		
	200	－			200	386,473			200	451,575		
	湯屋用	—	上記口径に応じる	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	65 100 120	—	上記口径に応じる	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	81 124 149	—	上記口径に応じる	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～
料金収入見込み（R10）			—			—			241億円			
料金改定率			—			—			30.5%			
比率（基本料金：従量料金）			33.5：66.5			33.5：66.5			34.2：65.8			
逓増度（φ13,φ20）			6(240円/40円)			5.94(297円/50円)			5.04(277円/55円)			
逓増度（φ25～）			1.85(240円/130円)			1.84(297円/161円)			1.67(277円/166円)			
【修正検討案 3 をベースに試算】												
料金（φ13 20㎡ 1か月）※			2,700円			3,350円			3,450円			
料金（φ20 20㎡ 1か月）※			3,700円			4,589円			4,689円			
料金（φ50 1000㎡ 1か月）※			250,600円			310,115円			294,997円			

1－④ 検討結果のまとめ

算定期間 5 年（改定率33.7%）、修正検討案 3 の場合の料金表

用途	現行料金				【参考】現行料金（一律値上げ）				修正検討案 3			
	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金	
			水量 (㎡)	単価 (円)			水量 (㎡)	単価 (円)			水量 (㎡)	単価 (円)
一般用	13	1,000	1 ～ 10	40	13	1,269	1 ～ 10	51	13	1,271	1 ～ 10	57
			11 ～ 20	130			11 ～ 20	165			11 ～ 20	170
			21 ～ 100	200			21 ～ 100	254			21 ～ 100	245
	20	2,000	101 ～	240	20	2,538	101 ～	305	20	2,542	101 ～	283
	25	3,000	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	130 200 240	25	3,807	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	165 254 305	25	4,458	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	170 245 283
	30	－			30	5,244			30	6,140		
	40	7,600			40	9,644			40	11,293		
	50	16,000			50	20,304			50	23,775		
	75	34,000			75	43,146			75	50,521		
	100	62,000			100	78,678			100	92,127		
	150	160,000			150	203,040			150	237,748		
	200	－			200	395,605			200	463,230		
	湯屋用	－	上記口径に応じる	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	65 100 120	－	上記口径に応じる	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～	83 127 153	－	上記口径に応じる	1 ～ 20 21 ～ 100 101 ～
料金収入見込み（R10）			－			－			247億円			
料金改定率			－			－			33.7%			
比率（基本料金：従量料金）			33.5：66.5			33.5：66.5			34.2:65.8			
逓増度（φ13,φ20）			6(240円/40円)			5.98(305円/51円)			4.96(283円/57円)			
逓増度（φ25～）			1.85(240円/130円)			1.85(305円/165円)			1.66(283円/170円)			
【修正検討案 3 をベースに試算】												
料金（φ13 20㎡ 1か月）※			2,700円			3,429円			3,541円			
料金（φ20 20㎡ 1か月）※			3,700円			4,698円			4,812円			
料金（φ50 1000㎡ 1か月）※			250,600円			318,424円			301,475円			

2. 答申書（素案）について

2－① 答申書（素案）概要

1. はじめに

香川県広域水道企業団の特徴や当審議会に諮問した背景

2. 事業統合及び統一料金検討の経緯

2.1 事業統合の経緯

- ：平成22年2月に香川県水道広域化専門委員会を設置
- ：平成23年3月に同専門委員会から香川県知事へ「香川県内水道のあるべき姿に向けて」を提言（※）
- ：平成29年8月に「香川県水道広域化基本化計画」を策定、県及び8市8町が合意し基本協定を締結
- ：平成30年4月に県内8市8町の水道事業を統合。安全・安心な水道水の安定的供給を目指す

2.2 統一料金検討の経緯

- ：「香川県水道広域化基本計画」に基づく令和10年度の水道料金統一に向け、持続可能で公平な料金体系を構築する
- ：社会情勢等の変化や水道法（平成30年改正）の趣旨を考慮する

※ 平成23年3月の「香川県内水道のあるべき姿に向けて（提言）」で、全国初となる県内1水道を進める方向性が示された
「1. あるべき姿について

各水道事業者が個別利害を超えて広域的な見地から連携・協力し、経営基盤の強化や水源の一元管理などにより、課題を克服していくことを目指した「広域化」が有効な手段であり、離島を含めた香川県全域を対象区域とした「広域化」を推進すべきである。」

（香川県内水道のあるべき姿に向けて（提言）より抜粋）

2－① 答申書（素案）概要

3. 統一料金の基本方針

基本軸：需要者が最も多い高松市の料金体系を軸とし、令和10年度に統一する

- 3.1 料金制度：「基本料金」と「従量料金」の二部料金制とする
- 3.2 基本水量：基本水量は廃止する
- 3.3 料金体系：口径別料金体系を採用（用途別は廃止）する
- 3.4 メーター使用料：設定しない
- 3.5 従量料金：逓増型を基本とする、逓増度を緩和する
- 3.6 湯屋用・特殊用：
 - ・湯屋（公衆浴場）用：維持する
 - ・特殊（臨時）用：廃止する
- 3.7 共同住宅：各戸のみなし子メーター対象方式を採用する
- 3.8 加入金制度：維持する
- 3.9 口座割引制度：廃止する
- 3.10 福祉減免制度：廃止する

2－① 答申書（素案）概要

4. 料金改定の必要性

施設整備（統廃合・耐震化等）による事業費の増加
水需要の減少や物価高騰による収支悪化
料金改定の必要性

5. 料金算定期間

令和10年度から令和〇〇年度までの〇年間とする

6. 料金改定率

財政目標を満たす条件のもと、料金改定率は平均〇〇%が妥当

7. 料金体系（構成比）

基本料金の割合を〇〇〇〇、従量料金の逡増度を緩和

8. 新料金表等

9. 付帯意見

10. おわりに

2－② ご意見をいただきたい事項

答申書（素案）について、ご意見をお伺いしたい

2－③ 答申書に関する今後のスケジュール

日程		行事	内容
令和8年9月30日（水）		第10回審議会	答申書（素案）の検討
令和8年10月中旬		各委員への事前説明	答申書（案）内容の事前説明
令和8年10月26日（月）	午前	第11回審議会	答申書（案）の最終審議・決定
	午後	答申書手交	審議会会長から企業長へ答申書を手交